

■資料（根拠法令）

●報告第4号

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 省略

●報告第5号、報告第6号

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の根源に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 省略

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

3～6 省略

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 省略

●議案第 7 6 号、議案第 7 7 号

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の廃止又は変更）

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前 2 項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手順に準じて行わなければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程

（認定基準）

第 2 条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- （1） 公共施設への連絡路であるもの
- （2） 港、駅等への連絡路であるもの
- （3） 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- （4） 人家地帯への連絡路であって生活道として重要であるもの
- （5） 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- （6） 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- （7） 町道間の連絡上重要であるもの
- （8） 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

●議案第 7 8 号

地方自治法（抜粋）

（事務所の設置又は変更）

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 省略

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

●議案第 79 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（2） 省略

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日は、平成 24 年 7 月 9 日とする。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（抜粋）

（外国人登録法の廃止）

第 4 条 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（7） 省略

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成 24 年 7 月 9 日とし、同法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行期日は同年 1 月 13 日とする。